

長野市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成21年4月13日

長野市監査委員	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・前期）（20 監査第 36 号）分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画及び設計について (報告書 4 ページ)</p> <p>(7) 障害のある児童・生徒の受入れに伴う学校施設改修工事においては、その要望対応と併せ、一定の改修基準を設けるなど、バリアフリー効果や容易な維持管理を考慮した計画・設計に努められたい。</p> <p>2 契約について (報告書 4 ページ)</p> <p>(2) 小規模工事において、工事内容の工種登録のない事業者との随意契約や、明確な理由のない一者特命の随意契約がされている事例が見受けられた。 事業者選定に当たっては、その工事内容を確認するとともに、事業者選定委員会の実効性を高め適切な事務の執行に当たられたい。</p> <p>3 工事写真及び提出書類について (報告書 5 ページ)</p> <p>(2) 小規模工事において、竣工写真の中に契約工期とかけ離れたと思われる時期の写真が添付されているものが散見された。 竣工書類等は、十分精査し適正な事務執行に努められたい。</p> <p>(3) 建築関連工事において、元契約と違う施工がなされており、施工協議書の添付がなく、出来高の可否について確認ができない事例が見受けられた。 現場の管理、竣工の確認、検査など一連の指導・管理の徹底を図られたい。</p>	<p>障害のある児童・生徒の受入れに当たっては、法令上の基準を踏まえつつ、保護者や学校と協議した上で、階段への手すりの設置、段差の解消、トイレの改修など、学校生活を支障なく送るために必要な改修工事を実施している。 今後の対応については、ご指摘のバリアフリー効果や容易な維持管理に十分配慮し、個々の障害の内容や程度に応じた効果的な対策に努める。 (建築課・教育委員会総務課)</p> <p>御厨テニスコート全天候舗装修繕及び安茂里体育館玄関タイル補修工事において、一者特命の随意契約を行っていた。 工事に関する事務処理上の認識不足が原因であったため、事務執行に当たっては、法令、規則等を再認識し、適正な事務処理に努めるよう周知し改善を図った。 (体育課)</p> <p>小規模工事においては、適正な工期の設定と業者への施工管理指導の徹底とともに、竣工書類等は、十分精査するよう改善を図った。 (生涯学習課・建築課)</p> <p>設計仕様としては、撤去予定のインターロッキングブロックは廃棄処分としていたが、更北公民館で使用する希望があったため、廃材の有効利用も考え、処分とせずに現場保存とした。また、打ち合わせにより、この処分費の減に換え、喫煙室ガラスへの衝突防止シール貼りの対応を必要と判断し、これを追加工事として行った。 今後は、設計時に施設（現場）との打ち合わせを十分すること、また、設計に変更が生じた場合には施工協議書を作成するとともに、増減比較表を作成することとする。</p>

措置の通知書

平成 20 年度 随時監査（工事監査・前期）(20 監査第 36 号) 分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
(続き)	<p>また、トイレの床について、設計仕様では、下地をコンクリートで埋めるものであったが、工事を進める中で、現場の状況を総合的にかんがみ、軽量かつ断熱性のある木材で組む方が、より現場に適していることと判断し、仕様変更を行った。変更にあたっては施工業者より見積もりを受け、契約額に変更がないことを確認し実施した。</p> <p>今後、設計の変更にあたっては、設計変更としなくとも、施工協議書とともに、その増減比較表を作成の上了承するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課・建築課)</p> <p>城山テニスコート防球ネット設置工事において、基礎形状の変更に関する協議書の添付がなかった。</p> <p>公園緑地課に管理監督を依頼した工事ではあったが、支払い時に担当課としての書類の確認不足が原因であったため、一連の指導・管理の徹底を図った。</p> <p style="text-align: right;">(体育課)</p>